

大館市適正入札・契約推進委員会

平成30年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：平成30年12月21日（金）午後1時30分～2時25分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

（欠席） 斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の平成30年度 第2回目の定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、斉藤委員（関係業界代表／建築士）から欠席の連絡を頂いておりますが、委員6名中5名の出席を頂いておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいま事務局から報告のありましたとおり、委員定数6名中5名の委員が出席されており、過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各

位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

3. 審査

■① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1」1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成30年度上半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札別として

◎ 公募型指名競争入札

◎ 通常指名競争入札

◎ 随意契約

に分けております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約を掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、「単価契約」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成30年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

■ まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、件数で前年同期比で3件増加し129件となり、契約金額でも1億9,200万円増加し、29億5,000万円となっております。

建設工事の契約全体では、件数は5件、契約金額で2億9,300万円増加し、31億4,000万円となりました。増加の主な要因としては、旧正札竹村本館解体工事3億2,500万円や、駅前観光交流施設関連工事3件で1億9,700万円、矢立ハイツ耐震補強工事の8,700万円、花岡スポーツ公園関連工事3件6,700万円など大型事業の発注があったことによるものです。

なお、建設工事全体の落札率については、前年同期比0.1ポイント増加し、98.3%となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは、前年同期比で件数は3件減少して45件、契約金額では1億2,200万円減少し2億2,300万円となっており、主な業務としては、大館地区老朽管更新工事実施設計書作成業務2,500万円、道路台帳補正業務1,900万円、大館市水道事業新水道ビジョン策定業務1,200万円などが挙げられます。

落札率は、4.1ポイント増加し91.9%となっております。

- 物品調達では、トータルでは、昨年同期比で、件数で19件増加して111件、契約金額でも1億2,900万円増加し5億5,300万円となっております。増加の主な要因としては、消防本部の災害対策特殊化学消防ポンプ自動車7,300万円、市役所用情報系端末用パソコン3,800万円のほか、市立病院で白内障手術システム(2,500万円)、超音波ビデオスコープシステム(2,500万円)、X線透視TV診断装置(2,300万円)などの高額機器の購入があったことによるものです。

落札率については、普通契約で2.0ポイント増加し93.6%、単価契約では4.5ポイント増加し85.9%となっております。

- 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供については、トータルで、件数は12件増加し237件、契約金額では5億5,000万円減少し18億9,900万円となっております。

主な業務としては、市長事務部局では城西地区学校給食センター給食調理配送業務の1億5,300万円、基幹業務システム更新業務7,400万円、中学校教育用コンピュータリース6,600万円、市立総合病院では医療業務の2億300万円などが挙げられます。

金額が大きく減少した理由としては、昨年度に金額が大きい3年、5年の長期契約が多かったことが要因と考えられます。

落札率については、普通契約で2.0ポイント減少し96.6%、単価契約では1.6ポイント減の89.1%となっております。

以上により、平成30年度上半期の総件数は537件で、前年同期比33件の増加となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、58億1,500万円で、2億5,000万円の減少となりました。なお、総トータルの落札率については、普通契約で97.0%で、前年同期比0.2ポイント減少し、単価契約では87.5%と、1.5ポイント増加しております。

平成30年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 A : 建設工事についてですが、落札率平均が 98.4%で資料をみると 99.9%の落札率が数件ありますが、このくらい予定価格に近くないと落札できない状況ですか。その事について教えてください。

事務局 : 工事については、予定価格を事前公表とし一定のラインを下回ると失格とする最低制限価格制度を導入しており、積算のうえある程度ラインが推測されるため、この様に高止まりの状況となっていると思われます。

委員 A : はい、分かりました。
オリンピックの影響で、人件費・建設資材の確保や単価が上昇している状況ですよね。

事務局 : そのとおり、人件費が高くなり人の確保が困難な状況となっており、入札が不調となる場合があります。業者は、資材の確保もですが人員確保に一番苦労しているようです。

事務局 : 業者からは、人員確保が困難なため入札に参加した同格付け業者等の下請けも認めてほしいとの要望もあります。

事務局 : それを認めると競争の原理を外れてしまいますので。

委員 C : 現場の作業員もですが、担当技術者も足りていないとテレビで見ましたが、市でもその様な状況ですか。

事務局 : 複数の工事を請負っても、現場が近ければ現場代理人は兼務できます。災害工事対応からその様な物件が増えてきました。市では、県と同じ緩和措置で対応しております。

委員 A : 予定価格に近いという事は、業者の皆さんは、かなり精度の高い見積りをしているのですね。

事務局 : 皆さんは、同じような積算システムを活用しているため、精度の高い金額となっていると思います。もし、金額に差が出るとすれば見積りを必要とする部分で、見積をとる業者等によって差が出てくるかと思ひます。

工事で資材を確保するには、5~6 個所の業者を経由して現場に搬入されるようなので、経由なしで最初の業者から資材が確保できれば資材単価も安くなると思われます。

本庁舎建設に関しても、複数の業者を通さなひで資材確保できないか模索していると思ひております。中間業者を通さなければ、安く資材確保できると思ひます。

委員 A : 47 頁からの役務提供（随意契約）についてですが、参加業者が 1 者で落札率が 100%が多いのですが、これについては、どうしてですか。

事務局： 随意契約となる場合は何種類かありますが、100%の落札率となる場合は、その業者しか出来ない業務で、すでに先行したシステム等が入っており、そのシステムを保守する場合は、業者から予算見積書を徴収しているため100%の落札率となっていると思います。

委員D： これを見ても随意契約になった理由が分かりづらいので、分かりやすく明確にしてください、これだと違和感がありますので。

事務局： はい、分かりました。

委員長： 他にご質問、ご意見ございませんか。
無ければ次の事案に移りたいと思います。

■② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】をご覧ください。

1. 公募型指名競争入札

(1) 建設工事 【旧正札竹村本館棟解体工事】

市長事務局において上半期に実施した125件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館地区老朽管更新工事実施設計書作成業務】

上半期に実施した30件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

(3) 物品調達 【災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）】

市長事務局において上半期に実施した普通契約39件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

(4) 役務提供 【城西地区学校給食センター給食調理配送業務】

市長事務局において上半期に実施した普通契約78件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

2. 随意契約

(1) 建設工事 【大館市公共下水道工事（川口・立花工区その1）】

市長部局における建設工事の案件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

（異論等、特になし）

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。58頁をお開き願います。

- 58頁から60頁は、公募型指名競争入札で発注しました「旧正札竹村本館棟解体工事」であります。入札参加資格としては、市の登録名簿の「建築一式工事A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」主たる営業所を有していること、本工事に必要な主任技術者として「1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できることなどがあります。

60頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす3者の応募があり、同じく3者の参加により入札を実施しております。落札率は98.9%となっております。

- 次は、61頁から63頁の測量及び建設コンサルタント等業務「大館地区老朽管更新工事実施設計書作成業務」であります。入札参加資格としては、市の測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルト業務」のうち「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること、また(4)平成25年4月1日以降に県内において、国庫補助事業における同種業務のすべてを元請として実施し、成果品等の引渡しを完了した実績を有する」ことなどを求めています。

63頁をご覧ください。この条件で公募したところ、資格を満たす3者が応募し、入札を実施いたしました。落札率は94.8%となっております。

- 続いて64頁の物品調達「災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）」についてです。

入札参加資格は、市の物品調達業者名簿に登録されていて「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として申請している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどがあります。この条件で公募したところ、65頁のとおり3者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は98.0%となっております。

- 次は、66頁から68頁の役務提供の案件から「大館市城西地区学校給食センター給食調理配送業務」であります。平成35年度までの5か年の複数年契約となっております。

入札参加資格は、市の登録名簿において役務提供の「給食調理配送等」として登録されていること、市内に本社又は支店等の営業所を有していること、平成25年4月1日以降に元請

として、1日当たり500食以上の給食の調理および配送業務を1年以上継続して実施した経験を有すること、業務管理責任者1名と、給食業務に1年以上の経験を有する調理師を業務責任者および副責任者として専任で各1名配置できることなどであります。

68頁をご覧ください。この条件で公募したところ3者が応募・参加し入札が実施されました。落札率は99.6%となっております。

■ 最後に、随意契約の事案です。建設工事案件から69頁の下水道課が発注した「大館市公共下水道工事（川口・立花工区その1）」でございます。

本案件は、民間事業者の企画力・技術力を活用するねらいでPPP手法（民間連携）による公募型プロポーザル方式を採用して契約したもので、公募を経て審査会により選定された提案事業体を構成する施工事業者・市内5社による特定建設工事共同企業体と随意契約をしたものです。落札率は99.7%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見をお願いいたします。

委員長： 何かご意見、ご質問ございませんか。宜しいでしょうか。

なければ、これで抽出の案件についての審議を終了いたします。

■③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料4】により平成30年度上半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。今年度上半期において、7社8件の指名停止措置を行っております。

■ 初めに71頁に記載されている1番及び2番の指名停止についてです。

対象業者は株式会社大林組と清水建設株式会社です。JR東海が発注するリニア中央新幹線の新駅建設工事に関して、事前に受注予定者を決めるなどの不当な取引制限を行う独占禁止法違反行為を行っていたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の5、独占禁止法違反行為に該当するもので、基準のとおり12か月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に3番の事案についてです。対象業者は鹿島道路株式会社です。成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事に関して、競合する8社が事前に合意して受注予定者を決めるなどの不当な取引制限を行う独占禁止法違反行為を行っていたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の5、独占禁止法違反行為に該当するもので、2年以上の違反行為があったことから基準では14か月の停止期間が適用されますが、課徴金減免制度が適用されたことからその2分の1の7か月の停止措置を講じたものです。

■ 続いて72頁4番の事案についてです。対象業者は世紀東急工業株式会社です。東京湾埠頭株式会社が発注する特定舗装工事に関して、当社を含む7社が事前に受注予定者、受注金額を決めるなどの不当な取引制限を行うなど独占禁止法違反行為を行っていたものです。

このため、前の事案と同様、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の5、独占禁止法違反行為に該当するもので、2年以上の違反行為があったことから、14か月の停止措置が基本ですが、課徴金減免制度が適用されたことからその2分の1の7か月の停止措置を講じたものです。

■ 続いて5番の事案です。対象業者はニッポンレンタカー東北株式会社です。大館市が発注する「観光課軽自動車リース」の入札において落札したものの、2台を1台と誤って入札したため、業務を履行できず契約を辞退したため、当該入札を無効としたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の13、不正又は不誠実な行為に該当するものとして、1か月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に73頁6番の事案です。対象業者は株式会社フジタです。東北農政局が総合評価方式で発注する土木一式工事に関して、当社に再就職した農政局元職員が農政局現職員に対して、事前に提案内容の添削を依頼したもので、この行為は不公正な方法による取引を禁止する独占取引法に違反すると認定したものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の13、不正又は不誠実な行為に該当するものとして、9か月の停止措置を講じたものです。

■ 続いて7番も同じ株式会社フジタが対象の事案です。国土交通省が発注した北近畿富岡自動車道のトンネル工事において、国から工事監督業務を委任されたコンサルタント会社社長に対して現金を贈ったことから当社社員が贈賄容疑で逮捕されたものです。

この行為は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の3、贈賄行為に該当するものとし、12か月の停止措置を講じたものです。

■ 最後に74頁8番の事案です。対象業者は株式会社横河ブリッジです。西日本高速道路(株)が発注した高速道路橋梁工事において、平成28年に発生した橋梁落下事故について、当時現場責任者であった当社社員が業務上過失致死罪で在宅起訴されたものです。

この行為は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置

基準の13、不正又は不誠実な行為に該当するものであるため、1か月の停止措置を講じたものです。

以上が平成30年度上半期における指名停止の運用状況でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。何か、ご意見ご質問ありますか。

委員B： 支店とか営業所と業者名のところに書かれていますが、これはよその営業所、支店であれば該当にならないのですか。

事務局： 本社から委任されて東北支店等が登録になっておりますが、本社が指名停止になったという事で、受任した東北支店についても同じ措置が講じられるという事です。

委員B： 秋田支店とか秋田営業所と業者名に記載されている場合は、例えば秋田ではなく岩手、仙台などでも資格停止という事ですね。

事務局： はい、そうです。ただ、そちらは大館市に業者登録されていないため、市では措置を講じないという事です。

委員A： 大館市の入札の中で、指名停止を講じたのはニッポンレンタカーだけですよね。

事務局： はい、そうです。

委員A： これは、先ほどの説明で2台分を1台分と誤って入札し、それを辞退したため1か月の指名停止となったものですね。この1か月の指名停止は妥当な期間なのですか。何か短いような気がしますが。

事務局： 指名停止に関しましては、県の指名停止要綱に準じて市でも要綱を定めておりますので指名停止期間についても妥当な期間だと思われまます。

委員A： 県の基準に合わせてるんですね。

事務局： はい、そうです。

委員長： ほかにご意見ございませんか。
無ければ次の事案に移ります。

■④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局：【資料5】低入札価格調査

75 頁をご覧ください。「その他」の1点目は【資料5】低入札価格調査制度についてですが、今年度からは建設工事、コンサルタント業務、役務提供につきましては、総合評価落札方式による案件などを除いて、原則として最低制限価格制度を適用することに改定しておりますので、今年度上半期における低入札価格調査を実施した事案はございませんでした。

【資料6】電子入札執行状況

続いて「その他」の2点目です。76 頁「電子入札執行状況」をご覧ください。

今回の審査期間にはなっておりませんが、今年 10 月以降の公告分から、建設工事とコンサルタント業務につきましては、秋田県電子入札システムを利用した電子入札に移行しております。12 月 3 日までに 4 回の電子入札を執行しまして、建設工事 16 件、コンサルタント業務 1 件の 17 件の入札を実施しました。そのうち 16 件が落札、1 件のみ参加者全員が辞退したことから不調となっております。

各案件への参加者は延べで 55 者となり、1 件あたりにすると平均 3.2 者です。県の業者登録の無い業者に対する経過措置として紙入札による参加を認めておりますが、これまでのところ紙による参加者はありませんでした。市内業者におきましても電子入札への準備・対応が順調に進んでいるものと捉えているところです。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員 A： 紙で入札参加しても良いのですか。

事務局： 平成 32 年度までは、経過措置として紙入札の参加も認めております。

委員 A： 電子入札にして、何か混乱等ありましたか。

事務局： 混乱等は特にございませんでした。建設業者の A 級業者等は県工事ですでに電子入札に対応していたので、そういった事から大きな混乱はございませんでした。

委員長： ほかに、ご意見、ご質問ございませんか。

委員長： なければ、ただいまの「その他」の案件についての審議を終了いたします。

4. 閉会

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に質問・意見等なし)

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。ご苦勞様でした。

事務局： 本日は、お忙しい中、長時間にわたる審議をいただきありがとうございました。入札及び契約につきましては、本日の委員会のご意見を参考に、なお一層の公正性、競争性そして透明性を確保できるよう努めて参ります。

なお、平成30年度下半期案件の審査は、現委員で来年度6月を予定しております。その際は改めて委員各位にご案内いたしますので、今後とも審査をよろしく願いいたします。お疲れさまでした。